

山梨県公報

第千八百五十号

平成二十年

五月一日

木 曜 日

目 次

告示

一 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定……………二二九

二 建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定の一部改正……………二二九

公告

一 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出(二件)……………二二九

二 土地改良区役員の退任及び就任……………二三〇

三 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………二三一

四 教育委員会……………二三一

五 一般競争入札について……………二三一

告 示

山梨県告示第二百八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成二十年五月一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定する区域 大月市猿橋町藤崎三〇〇番地一一九の一部、三〇〇番地二二〇の一部、三〇〇番地二二一の一部及び三〇〇番地二二二の一部
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第十八条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称 トリクロロエチレン並びに鉛及びその化合物
- 三 土壌汚染対策法施行規則第十八条第二項の基準に適合していない特定有害物質の名称 鉛及びその化合物

山梨県告示第二百九号

建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定平成十五年山梨県告示第二百六十五号の一部を次のように改正する。

平成二十年五月一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 三を次のように改める。
- 三 指定の区分
 - 一 四の1の業務区域 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令(平成十一年建設省令第十三号)第十五条各号に掲げる区分
 - 二 四の2の業務区域 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第十五条第一号及び第二号に掲げる区分
- 四を次のように改める。
- 四 業務区域
 - 1 甲府市(梯町及び古閑町の区域を除く。)、山梨市(牧丘町及び旧東山梨郡三富村の区域を除く。)、斐崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市(旧東八代郡芦川村の区域を除く。)、甲州市(旧東山梨郡大和村の区域を除く。)、中央市、西八代郡市川三郷町(旧西八代郡六郷町の区域を除く。)、南巨摩郡増穂町及び鯉沢町並びに中巨摩郡昭和町の全域
 - 2 山梨県全域(1の業務区域以外の区域)

公 告

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十年九月一日まで縦覧に供する。

平成二十年五月一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
 - 1 氏名又は名称 株式会社マイカル 代表取締役 川本敏雄
 - 2 住所 大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目一番三十号
- 二 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 石和サティ
 - (二) 所在地 笛吹市石和町松本字塚越二百二十二番一外
 - 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前七時から午後九時まで	午前六時から午後九時まで

3 変更する年月日

平成二十年四月一日

三 届出年月日

平成二十年三月二十八日

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十年九月一日まで縦覧に供する。

平成二十年五月一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 株式会社いちやまマート 代表取締役 三科雅嗣

2 住所 中央市若宮五十番地一

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 イッツモア増坪ショッピングセンター

(二) 所在地 甲府市住吉本町字毛賀知千百十三番一外

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前十時	午前九時
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午後九時四十五分	翌午前〇時

て小売業を行う者の開店時刻	午前九時四十五分から午後九時五十五分まで	午前八時四十五分から翌午前〇時十五分まで
---------------	----------------------	----------------------

3 変更する年月日

平成二十年六月四日

三 届出年月日

平成二十年四月三日

● 土地改良区役員の変更及び就任
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、朝穂堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十年五月一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	山田 一郎	北杜市明野町上手一〇五七四	平成二十年三月三十一日
	篠原 卓郎	浅尾六四八	
	小幡 芳通	韮崎市穂坂町宮久保三四九	
	長田 大典	北杜市明野町浅尾新田四一八一	
	小林 久公	浅尾新田三九八九	
	伊藤 裕雄	上手九四一三二	
	横内 正文	韮崎市穂坂町宮久保六三三三二	
	相山 盛利	三ツ沢二八一九	

- 1 借入物品等の名称及び数量
山梨県立身延高等学校普通・特別教室棟他仮設校舎の貸貸借 一式
- 2 借入物品等の仕様等
入札説明書で定める内容等であること。
- 3 履行期間
契約締結日から平成二十二年三月三十一日まで
ただし、普通・特別教室棟他耐震補強・大規模改修工事の進捗状況により変更することがある。
- 4 履行場所
山梨県立身延高等学校
山梨県南巨摩郡身延町梅平千二百一番地の二
- 5 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 二 一般競争入札の参加資格
 - 1 平成二十年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十年山梨県告示第七七号）の一に定める競争入札に参加することが出来る者であること。
 - 2 この公告に示した業務を確実に履行できる者であること。
 - 3 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づき指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 三 入札手続等
 - 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇〇 八五〇四 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県教育庁 学校施設課計画整備担当 電話〇五五 二二三 一七六一
 - 2 入札説明書の交付方法
この公告の日から平成二十年五月十三日（火）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。

- 3 入札説明会の日時及び場所
実施しない。ただし、現地確認を希望する者には、次の日程で現地説明を行う。
ア 日時
平成二十年五月十三日（火）午前十時から正午まで及び午後一時から午後四時まで
イ 場所
一の4の履行場所
ウ 連絡先
山梨県立身延高等学校事務室 電話〇五五六 六一 一〇四五
- 4 入札参加資格確認申請書の提出方法
この公告の日から平成二十年五月二十三日（金）までの県の休日を除く午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに、三の1の入札説明書の交付場所に持参すること。
- 5 入札及び開札の日時及び場所
平成二十年六月十一日（水）午後二時 山梨県庁北別館五〇四会議室
- 6 郵送による入札書の受領期限及び場所
平成二十年六月十日（火）午後四時までに山梨県教育庁学校施設課計画整備担当（郵便番号四〇〇 八五〇四 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。
- 7 入札の無効
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 8 落札者の決定方法
この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県教育委員会教育長が認めたと入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 四 その他
 - 1 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - 2 入札保証金
免除
 - 3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

5 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することがある。

6 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the services to be required

Lease (including dismantling) of temporary school building for Yamanashi Prefectural Minobu High School, 1 set

2 Date and time for tender

2:00PM June 11, 2008

3 Bureau in charge

School Facilities Division, Yamanashi Prefectural Board of Education

1-6-1, Marunouchi, Kofu-shi, Yamanashi-ken 400-8504 JAPAN

TEL 055-223-1762

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番